

# 平成26年毎月勤労統計調査特別調査の実施について

## ○平成26年毎月勤労統計調査特別調査への回答をお願いします。

広島県では、厚生労働省からの委託を受け、統計法に基づく国の統計調査である平成26年毎月勤労統計調査特別調査を7月31日現在で実施します。

平成26年8月頃から、広島県知事が任命した統計調査員が毎月勤労統計調査特別調査を行うための調査区として、無作為に選定された地域のすべての事業所にお伺いして、事業所の名称、常用労働者数などを把握する「準備のための調査」をさせていただきます。そのうち常用労働者を1～4人雇用する事業所を対象に特別調査を実施いたします。

指定された調査区にある事業所の皆様には、調査へのご理解とご回答をお願いいたします。

## ○毎月勤労統計調査特別調査とは？

常用労働者5人以上の事業所を対象に毎月行っている毎月勤労統計調査（給与や労働時間、雇用の変動を毎月明らかにする調査）を補うために、常用労働者1～4人の事業所を対象に年1回、賃金、労働時間及び雇用の状況を調査します。

対象の範囲は、農業、林業、漁業、家事サービス業、外国公務及び一般公務を除く事業所です。

調査の結果は、小規模事業所の実態を示すものとして最低賃金の決定に係る審議会資料に使用される等、行政施策の企画・立案に役立てられています。

なお、この調査は国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づく「基幹統計調査」とされています。

## ○基幹統計調査とは？

国の重要な統計を作成するための調査として、統計法に基づき承認された統計調査のことです。

対象になった方は、統計法により調査に回答しなければなりません。一方、秘密の保護などについて厳重な規定が定められており、統計調査員をはじめ、県、国の調査関係者が調査内容を漏らしたり、他の用途に使用することは固く禁じられています。



毎月勤労統計調査特別調査  
キャラクターのとくちゃんです♪

調査票に書かれた事柄は「統計法」により堅く秘密が守られますので、ご安心ください！  
ぜひ、ご理解とご回答をお願いいたします♪



政府統計

統計法に基づく国の統計調査です。調査票情報の秘密の保護に万全を期します。

問い合わせ先

広島県総務局統計課 経済統計グループ

〒730-8511 広島市中区基町10-52

電話 (082) 513-2540 (ダイヤルイン)

ファックス (082) 221-3575

詳しくは [厚生労働省のホームページへ](#)